



草 環 審 発 第 6 号
令 和 6 年 1 0 月 2 5 日

草 津 市 長 橋 川 涉 様

草津市環境審議会
会長 小林 圭介



汚水に係る規制基準の改正について（答申）

令和6年10月25日付け草環発第1644号で諮問のあった汚水に係る規制基準の改正について、草津市環境審議会において慎重に審議した結果を下記のとおり答申いたします。

記

水質汚濁防止法およびその他関係法令と同様に、草津市良好な環境保全条例施行規則別表第3の「既設の工場等における有害物質以外のものに係る排水基準」および「新設の工場等における有害物質以外のものに係る排水基準」における項目である「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項目の許容限度について「1立方センチメートルにつき3,000個」から「1ミリリットルにつき800コロニー形成単位」に改めることについて妥当と判断します。